基本政策名 2 人を

2 人をまもり・そだてる

政策名

1 未来を担う人財の育成

現状と課題

子どもを安心して産み育てることができるよう、妊娠期から子育て期まで切れ目なく、多様なニーズに応じたきめ細かな子育て支援を行うとともに、子どもが自ら考え、主体的に活動できる環境づくりを進めませ

基本方向

また、個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実を図るとともに、郷土 (ふるさと)に対する誇りとを 情を醸成するための学習に取り組む はか、国際社会の一員として活躍できる人材の育成や、誰もが生涯にわたり、知識や技能を学び、地域や社会で活かすことができる学習環境の充実を図ります。

- ●核家族化や地域内のつながりの希薄化などにより、子育て家庭が不安や悩みを抱え、孤立しやすい 状況になっており、切れ目のない包括的な子育て支援が重要となっています。
- 女性の社会進出や夫婦共働き世帯の増加等、働き方の多様化に伴い、子育て支援のニーズも多様化しており、きめ細かな子育て支援が重要となっています。
- 障がいのある子どもやひとり親家庭等の特別な支援を必要としている人が増えており、一人ひとりの状況に即した様々な支援が重要となっています。
- ●子どもを取り巻く社会環境が変化している中で子どもが安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を 行うことができるよう、子どもの居場所づくりを推進することが重要となっています。
- ●子どもを取り巻く様々な課題(いじめ、児童虐待等)を解決するため、「子どもの権利」を正しく 理解し、認知を広げていくことが重要となっています。
- 校舎の築年数が40年以上の学校が大半を占めており、学校施設等の老朽化が進行していることから、引き続き、学校施設の老朽化対策に計画的に取り組むことが重要となっています。
- 少子化を背景とした児童生徒数の減少に伴い、複式学級を有する学校がある一方で、宅地開発等に 伴い児童生徒数が増加している学校があるなど、地域によって異なる教育環境が生じており、適正 な学校規模の確保が重要となっています。
- 技術革新やグローバル化が進む社会の中で、ICTの効果的な活用法を更に工夫する等、これまでの 教育内容・方法の改善や、新しい教育内容・方法の開発等の実践が重要となっています。

●いじめや不登校、障がいや医療的ケア児、日本語能力等の多様なニーズを有する子どもたちへの対応など、学校がさまざまな課題を抱える中で、地域全体で児童生徒の学びや成長を支えていくことや、児童生徒の発達や学びの連続性を保障することが重要となっています。

灰色箇所:基本構想の各施策の方向性を記載 白い箇所:分科会でご意見をいただく部分

- ●子どもを取り巻く諸問題が多様化・複雑化している中、いじめ防止や教育相談の充実、ネットトラブルによる犯罪被害抑止の実績値は、いずれも前年度に比べ、増加傾向にあり、情報モラルを含む情報活用能力に関する指導をはじめ、いじめなどの問題行動や不登校などの未然防止と早期発見・早期対応が重要となっています。
- ●障がいのある子どもや医療的ケア児等、教育上特別な支援を必要とする児童生徒が増加傾向にある ことから、子ども一人ひとりの教育的ニーズを的確に把握し、指導や支援の充実を図る必要があり ます。
- 共働き家庭やひとり親家庭の増加、地域のつながりの希薄化などにより、社会生活等を営む上で困難を有する若者に対する支援が重要となっています。
- ●本市の人口の社会減が続いている中、まちづくりをはじめとする地域の更なる活性化に向けては、 市民の本市に対する誇りと愛情を育むことが重要となっています。
- グローバル化や情報化の進展に伴い、青少年を取り巻く社会環境が大きく変化している中で、国際 社会の一員である自覚を持った人材の育成が重要となっています。
- 人生100年時代を見据え、市民のウェルビーイングの実現のために、高齢者を含めた全ての人々が 生涯にわたって活躍し、地域の活性化に貢献していく社会の構築が重要となっています。

主な取組

①多様なニーズに応じた切れ目のない子育て支援

《妊娠期から子育て期まで切れ目のない子育て支援》 全ての妊産婦・乳幼児等の状況を把握しながら保健師 等専門職が支援プランを作成し、妊娠・出産・子育て期 を通じて伴走型の相談支援を行うとともに、必要な支援 の調整や関係機関との連携を図るなど、妊娠期から子育 て期までの切れ目のない包括的な支援を提供します。

母子保健及び児童福祉について一体的に相談支援を行う「こども家庭センター」において、妊産婦や子育て家庭の支援体制の強化を図ります。

安心して出産・子育てができるよう、妊産婦に必要な 心身のケアや各種講座等を通じて、妊婦や子育て家庭に 対する支援の充実を図ります。

医師、保健師、栄養士等による乳幼児健康診査や各種の健康相談、保健師等による訪問指導などを通じて、心身の発育・発達の遅れなどの早期発見・早期治療を図り、乳幼児の健やかな成長を支えます。

地域において子育て支援を行うボランティアの育成を 行い、地域で子育てする機運の醸成を図ります。

《多様な二一ズに応じたきめ細かな子育て支援》

幼稚園、保育所、認定こども園等による乳幼児期の教育・保育をはじめ、延長保育・病児保育などの保育サービスの提供や、地域子育て支援拠点などでの子育て相談など、保護者のニーズに対応した多様な子育て支援に取り組みます。

発育・発達に不安のある乳幼児や小児慢性特定疾病等により長期にわたり療養を必要とする子ども・家族に対して、関係機関と連携し専門的に相談に応じるとともに、療養上の不安の軽減に努めます。

障がいのある子どもやひとり親家庭など特別な支援が必要な子ども・家庭に対して、保健・福祉・医療・教育の関係機関が連携を強化し、療育支援体制の充実を図るとともに、障がいの特性に配慮した保育の提供に努めます。また、ひとり親家庭などが経済的に自立した生活を送ることができるよう就業等による自立支援などに取り組みます。

子どもの医療費や保育料等、子育てに係る経済的負担 を軽減し、安心して子どもを産み育てることができる環 境づくりに努めます。

②子どもの居場所や主体的に活動できる環境の充実

≪子どもが自ら考え、主体的に活動できる環境づくり≫家庭の経済状況に関わらず、学ぶ意欲のある子どもが、能力・可能性を伸ばしていけるよう学びの機会を提供するとともに、子どもの豊かな成長や自立性、社会性を育んでいくために、子どもが安心して過ごせる居場所づくりを進めます。

放課後児童会や児童館、公園など、子どもの居場所となりえる場所での多様な体験・活動機会の充実を図ります。

子ども会議による子どもの意見表明機会の確保や、広報あおもりや出前講座の開催などにより、子どもの権利の理解を深めるための取組の充実を図ります。

地域と行政、医療、福祉、教育などの関係機関が一体となって、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応など、子どもや保護者に対し、適切な支援を行います。

周別長海な学びと協働的な学びの一体的充実及び郷·

③多様なニーズに応じた快適で質の高い教育の提供

《個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実及び郷土(ふるさと)に対する誇りと愛情の醸成》

児童生徒の安全・安心を確保しつつ、新しい時代の学びを提供するため、教育環境の向上と老朽化対策の一体的な整備について、学校の改築や改修等により計画的かつ効率的に進めます。

少子化に対応した望ましい教育環境を確保するため、 保護者や地域との話し合いを継続的に行うことにより、 児童生徒が一定の集団の中での活動を通じて資質や能力 を伸ばすことができる適正な学校規模の確保に取り組み ます。

1人1台端末等を活用し、個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実を図ることや主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善の推進、カリキュラムマネジメントの確立などにより、義務教育9年間の円滑な学びを通じて、知識・技能、思考力・判断力・学びに向かう力、人間性等の確かな学力を育成します。

地域の教育資源を活用しながら、子どもたちが地域に 主体的に関わる学びを設定することにより、児童生徒の郷土 (ふるさと) に対する誇りと愛情の醸成を図ります

《多様なニーズに応じたきめ細かな学習支援》

いじめや不登校、障がいや医療的ケア児、日本語能力等の多様なニーズを有する子どもたちに対応するため、社会的包摂の観点から、子ども一人ひとりの教育的ニーズを的確に把握することにより、個別最適な学びの機会を確保するとともに、一人一人の能力・可能性を最大限に伸ばす教育の実現に取り組みます。

学校と地域をつなぐ人材を活用するなど、NPOや企業、地域団体等との連携・協働により、学校外の多様な担い手による多様な学びの提供や多様な支援体制の確保を図り、地域と一体となった活動を推進します。

④青少年の健全育成と生涯学習の推進

《国際社会の一員として活躍できる人材の育成》

他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度 や豊かな語学力、異なる文化・価値を受容して関係を構 築するためのコミュニケーション能力、国際貢献の精神 等を身に付け、国際社会の一員として活躍できる人材を 育成します。

《生涯にわたる学習環境の充実》

市民へ講座等の受講機会を提供することにより、誰もが生涯にわたり、興味や必要に応じて、知識や技能を学び、地域や社会で活かすことができる学習環境の充実を図ります。

基本政策名 │ 2 人をまもり・そだてる │ 政策名 │ 2 誰もが文化・スポーツに親しめる機会の充実

灰色箇所:基本構想の各施策の方向性を記載 白い箇所:分科会でご意見をいただく部分

基本方向

全ての市民が、生涯を通じて文化芸術を鑑賞したり、体験したりすることにより、心豊かな人生を送ることができる環境や機会の創出等を進めるとともに、郷土の文化を受け止め、それらを継承・発展させるため、体験機会の確保や次世代を担う若者の育成に取り組みます。

また、年間を通じて、誰もがスポーツに親しめる環境づくりを進めるとともに、スポーツを通じた交流人口の拡大などにより地域活性化を図るほか、スポーツ人口の裾野拡大に向けて、ジュニア世代をはじめとする各世代の選手の育成や、専門的な知識・技術を有する指導者の確保に努めます。

- ●市民の文化芸術活動については、人口減少や少子高齢化が進み、文化芸術に携わる人が減少する中、市民が文化芸術を体験する機会や指導者の確保や活動場所の確保等が重要となっています。
- ●本市はねぶたや版画など、文化芸術資源に恵まれていますが、文化芸術の担い手や無形民俗芸能・ 伝統芸能を継承する人材及び団体が減少しており、次世代へ継承することが必要となっています。
- ●本市には、世界に誇る縄文遺跡等の史跡や出土品、歴史民俗資料などの貴重で価値ある文化財が数 多く伝えられており、適切な保存・管理とともに、周知PRに努め、観光資源としての活用が重要と なっています。
- 市民のライフスタイルの変化などに伴い、スポーツ活動に対するニーズの多様化が進んでいることから、あらゆる人が気軽にスポーツに取り組み、健康や体力の保持増進につながる環境づくりが重要となっています。
- ●本市のスポーツを一層推進するため、2026年に本市で開催される第80回国民スポーツ大会及び第25回全国障害者スポーツ大会に向けた機運醸成や、大会を契機とした、スポーツへの参加意欲や関心を高めることが重要となっています。
- ●運動部活動の地域移行が進む中で、指導者・活動場所の確保や保護者の負担軽減等が重要となっています。

現状と課題

- ●本市において、国民スポーツ大会などの大規模イベントの開催やスポーツ施設の整備が進むことから、選手をはじめ関係者等の交流人口を増やし、地域活性化につなげる取組が重要となっています。
- ●本市において、プロスポーツクラブ等の活動が盛んになっていることから、市内外の観戦者を増やし、地域活性化につなげる取組が重要となっています。
- ●本市の持続的なスポーツ振興を図るため、2026年に本県で開催される第80回国民スポーツ大会及び 第25回全国障害者スポーツ大会に参加した選手等が活躍できる環境づくりが重要となっています。
- ●優秀な選手の育成に向け、指導者の確保・育成が重要となっています。

主な取組

①豊かな人生を創る文化芸術環境の充実

《文化の継承・発展》

《心豊かな人生を送ることができる環境や機会の創出》 文化会館、市民ホール、市民美術展示館などの文化施 設は、市民が気軽に練習や発表をすることができる文化 芸術活動の拠点となっており、各施設の特性を生かしな がら行う催事を通じ、全ての市民が生涯を通じて文化芸 術に触れる機会を提供し、豊かな人生を送ることができ る環境や機会の創出等を進めます。

文化芸術を通じた豊かな心の育成を図るため、地域と 連携して文化部活動改革の推進と身近な地域における児 童生徒の文化芸術環境の整備充実を図ります。 郷土の文化を受け止め、それらを継承・発展させるため、世界最高の紙の芸術ねぶたの技法をアートとして更に育てることや、文化芸術団体等と連携して、専門家を地域の学校へ派遣するなど、関係機関と連携・協力を図りつつ、文化芸術について、子どもたちの体験機会の確

②文化芸術・歴史の継承

無形民俗芸能・伝統芸能に対する理解、地域の歴史を 伝えていく取組を進めます。

保や次世代を担う若者の育成に取り組みます。

また、無形民俗芸能・伝統芸能保存団体等の活動・発表機会を提供し、効果的に情報発信するとともに、継承活動及び後継者の育成・確保について支援します。

文化財を適切に保存・管理するとともに、周知PRしながら、観光資源として活用を図ります。

《誰もがスポーツに親しめる環境づくり》

各種スポーツ大会やスポーツイベントの開催等により、世代や性別、障がいの有無にかかわらず、市民誰もがスポーツ活動に参加できる機会の充実を図ります。

③スポーツに親しめる環境づくりと地域活性化

第80回国民スポーツ大会及び第25回全国障害者スポーツ大会開催により得られるレガシーを継承した大会やイベント等の実施により、持続的なスポーツ振興を図ります。

「総合型地域スポーツクラブ」をはじめ地域でスポーツに取り組む団体の活動情報の発信などを通じ、市民の関心を高め、身近な地域で気軽にスポーツに触れる機会の充実を図ります。

積雪寒冷地である本市の地域特性を生かしたスポーツ 施設の有効活用により、市民がスキーやカーリングなど のウインタースポーツを楽しむ機会の充実を図ります。

健やかな心身の育成、スポーツを通じた豊かな心身の育成を図るため、地域と連携して運動部活動改革の推進と身近な地域における子どものスポーツ環境の整備充実を図ります。

《スポーツを通じた地域活性化》

関係団体と連携し、各種スポーツ大会やプロスポーツ イベントの開催、国内外のスポーツ合宿の誘致や地域資源を生かしたスポーツツーリズムの推進などを通じ、交流人口の拡大を図ります。

本市を活動拠点とするバスケットボールやサッカーなどのプロスポーツクラブ等の観戦の楽しさを官民一体で広めることなどを通じ、県内外からの観戦人口の拡大を図ります。

《選手の育成・指導者の確保》

各スポーツ団体等と連携し、第80回国民スポーツ大会 及び第25回全国障害者スポーツ大会のレガシーを生かし た大会開催などを通じ、競技人口の裾野拡大を図りま す。

④選手・指導者が活躍できる環境づくり

スポーツ推進委員等と連携し、指導体制などの充実を図り、障がい者のスポーツ活動への参加を促進します。

各種講習会をはじめ、スポーツ推進委員の活用や競技 団体の指導体制の充実等を通じ、専門的な知識や技術を 有する指導者の育成を図ります。 基本政策名 2 人をまもり・そだてる

政策名

3 生涯を通じた健康づくり・持続可能な医療提供体制の推進

現状と課題

市民の更なる健康寿命の延伸に向 け、働き盛り世代をはじめとする市 民のヘルスリテラシーの向上を図 り、生活習慣病の予防と各種健康診 査・がん検診等の受診率向上及び事 後指導等に戦略的に取り組むととも に、自殺の予防を含めたこころの健

基本方向

また、日頃から市民に対して感染 症に関する正しい知識の普及啓発を 推進するとともに、医療機関や関係 機関と連携体制を構築し、新たな感 染症の発生に備えるほか、必要なと きに安心して適切な医療を受けるこ とができる環境づくりを進めます。

康づくりを進めます。

- がんや糖尿病の標準化死亡比及び自殺による死亡率が依然として全国水準より高い状況にあること から、市民の更なる健康寿命の延伸に向けて、引き続き取り組むことが重要となっています。
- |● 働き盛り世代の運動の機会が減る傾向にあることから、気軽に運動できる機会づくりが重要となっ ています。
- 新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえて、感染症の予防やまん延防止に向けて、迅速かつ的確 に対応することが重要となっています。
- 感染症対策を講じつつ、必要な方に必要な医療を提供するため、適時適切な受診行動ができる環境 づくりや救急医療体制の充実が重要となっています。
- ●二次・三次救急医療機関で軽症者や初期救急患者が受診している実態があり、限られた医療資源の 有効活用が重要となっています。

灰色筒所:基本構想の各施策の方向性を記載 白い箇所:分科会でご意見をいただく部分

|● 市民病院は、地域において急性期医療や政策医療の基幹的役割を担っていますが、医療従事者不足 をはじめ、施設の老朽化・狭隘化、経営基盤の強化、新興感染症等へ対応する必要があります。

主な取組

①更なる健康寿命の延伸

《市民のヘルスリテラシーの向上》

市民の更なる健康寿命の延伸に向け、保健・医療の関 係団体、地域の関係団体、学校、企業・事業者、行政等 が連携し、地域・職域で健康づくりを推進する人材の育 成等を図りながら、市民総ぐるみの健康づくり運動を推 進します。

医師や歯科医師、薬剤師、保健師、栄養士などによる 健康教育や、健康づくりを推進する人材等と連携した健 康づくり活動を通じ、ヘルスリテラシーの向上を図りま

《生活習慣病の予防》

がん、高血圧、肥満・糖尿病、喫煙等、市民の健康に 影響を及ぼす要因について、健康データ等の分析から健 康課題を見える化し、体系的な予防戦略に取り組みま

糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の発症予防と重症化 予防に向け、各種健康診査の結果を正しく理解し、生活 習慣改善に向けたセルフケアができるよう、わかりやす い保健指導を行うとともに、市医師会等と連携のもと、 糖尿病重症化リスクの高い医療機関未受診者等を早期に 医療機関の受診につなぐための保健指導を行います。

市民がライフステージに応じた健康的な食習慣づくり に主体的に取り組めるよう、地域における食生活改善の ための取組を支援し、また、食生活改善の推進に携わる 人材の育成を通じて、栄養・食生活に関する正しい知識 の普及啓発を推進するとともに、適正飲酒について情報 提供を行います。

市民が主体的に運動習慣づくりに取り組めるよう、地 域や職域での運動を推進する人材等を育成するととも に、身近な地域で気軽に身体活動・運動に取り組み、自 然に健康になれる環境づくりを推進します。

健康で質の高い生活を営む上で口腔の保健は重要な役 割を果たすことから、生涯を通じた歯・口腔の健康づく りを推進します。

喫煙による健康影響に関する正しい知識の普及啓発を 進める等、職域や地域の関係機関と連携した禁煙支援と 受動喫煙防止対策を推進します。

《ヘルステックを核とした健康まちづくり》

浪岡地区においては、関係団体と連携し、ヘルステッ ク・モビリティを活用した予防サービス等の取組を通 じ、健康づくりを推進します。

《各種健康診査・がん検診等の受診率向上と事後指導》 メタボリックシンドロームを予防し、生活習慣の改善 を図るため、特定健康診査の重要性を啓発し、受診率の 低い地区や未受診者、特定の年齢などにターゲットを 絞った受診勧奨により受診率向上を図り、結果を踏まえ て特定保健指導を行います。

がんの早期発見・早期治療を図るため、各種がん検診 の重要性と必要性について啓発を進め受診勧奨を行うと ともに、がんの好発年齢などにターゲットを絞った受診 勧奨により、受診率向上を図ります。また、要精密検査 者に対する受診勧奨を徹底します。

市民主体の健康づくり活動を通じた健診・検診の受診 勧奨や、事業者等と連携し健診・検診受診の啓発をする とともに、各種健康診査とがん検診のセット健診や土日 の健診・検診の実施など、受診しやすい環境づくりを推 進します。

《こころの健康づくり》

こころの健康を保つため、市民が自身のこころの健康 に関心をもち、上手にセルフケアができるようストレス への対処等について広く情報提供を行います。

自殺予防に対する正しい知識の普及啓発を行うととも に、ゲートキーパーの役割を担う人材の確保や、相談窓 口の周知、相談支援の充実を図ります。

精神保健福祉士や保健師を関連窓口に配置するなど、 市民がより身近なところで精神保健福祉に関する相談が できる体制の充実を図ります。

《難病患者への支援》

難病に関する理解を深めるため、関係機関・団体と連携 し、正しい知識の普及啓発を進めるとともに、難病患者や 長期にわたり療養を必要とするかた、その家族の療養上の 不安の軽減を図るため、専門医による医療相談や保健師等 による訪問指導など、相談支援体制の充実を図ります。

難病患者などが地域で安心して生活できるよう、保健・ 医療・福祉などの関係機関と連携し支援します。

②感染症予防対策の充実

《感染症の予防対策》

結核の予防及びまん延の防止のため、結核の正しい知 識の普及啓発を推進するとともに、結核の定期健康診断 を実施します。

年齢に応じた各種定期予防接種を実施し、感染症の予 防を推進します。

感染症の予防に対する正しい知識の普及啓発を図るた め、健康教育や研修会などを実施します。

感染症の検査・検診を実施し、早期発見・早期治療に つなげ、まん延防止に努めます。

感染症が発生した場合には、医療機関などと連携のも と、発生状況やまん延の状態などを把握し、適時適切な 情報提供を図り、迅速かつ的確な対応に努めます。

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、平時か ら関係機関と連携し、新興感染症の発生及びまん延時に 備えるため、保健・医療提供体制の一層の充実を図りま

③持続可能な医療提供体制の構築

《必要なときに安心して受診できる環境づくり》

県と連携し、一定期間、県内で医師として働くことを 条件として、弘前大学医学部入学生の修学を支援すると ともに、高等看護学院での看護師の育成などを通じ、医 療従事者の育成・確保対策を推進します。

青森市民病院や浪岡病院をはじめとした各医療機関相 互の役割分担と連携強化のもと、患者の状態に応じた医 療サービスが提供できる医療体制の構築を進めます。

青森市民病院については、高度急性期・急性期病院と して、将来的に持続可能な医療提供体制を構築するた め、県立中央病院との統合を推進します。

浪岡病院については、浪岡地区のかかりつけ医として の役割を担うとともに、地域包括ケアシステムの中核と して在宅医療を推進します。

輸血用血液の将来にわたる安定的な確保に向け、献血 のPR活動や、若年層に対する献血への深い理解と積極的 な参加を促すための啓発活動を行います。

市民が適時適切な受診行動を取れるよう、休日や夜間 における救急医療施設など医療機関の情報の提供や、救 命講習会等を通じて、医療機関の適正受診や救急車の適 正利用について普及啓発を行います。

市の医師会・歯科医師会・薬剤師会との連携により、 在宅医療の推進を図るとともに、初期医療を担う、かか りつけ医の普及啓発のほか、かかりつけ薬局の活用を進 めます。

市医師会等との連携・協力のもと、夜間の急病セン ターにおける初期救急医療を実施します。

入院救急医療を担う病院群輪番制の適切な運用のほ か、初期救急医療から三次(救命)救急医療へと適切に 連携できる体制の充実を図ります。

基本政策名 2 人をまもり・そだてる 政策名

4 高齢者や障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らせる環境づくり

灰色箇所:基本構想の各施策の方向性を記載 白い箇所:分科会でご意見をいただく部分

基本方向

高齢者が住み慣れた地域で安心し て自立した暮らしができるよう、医 療、介護、介護予防、住まい及び日 常生活の支援が包括的に確保される 地域包括ケアシステムの更なる充実 を図ります。

また、障がいのあるかたが地域で 安心して暮らせるよう、障がい及び 障がいのあるかたへの市民の理解を 深めるとともに、障がいのあるかた のニーズや特性に応じたきめ細かな 相談や支援を提供できる体制の強化 を図るほか、複雑化・複合化する課 題の解決に向けた地域住民同士の支 え合いによる自発的な活動を支える ため、地域福祉の担い手の育成・確 保に取り組みます。

《生きがいづくり・介護予防の推進》

- |●一人暮らし高齢者世帯や認知症高齢者の増加が見込まれる中にあって、いつまでもその人らしく安 心できる環境づくりが重要となっています。
- |● 介護を必要とする高齢者が介護サービスを安心して利用できる環境づくりを進めていくことが重要 となっています。
- 令和6年4月に障害者差別解消法が改正され、障がいのあるかたへの合理的配慮の提供が義務化され たことから、市民一人ひとりが様々な障がいとその特性について理解を深める必要があります。
- 障がいのあるかたの高齢化による障害程度の重度化や、障がいのある子どもの増加、また、複雑・ 多様化するケースが増加していることから、身近な地域においてきめ細かな相談やニーズへの対応 及び特性に応じたサービスを提供することができる支援体制が求められています。
- 市内の民間企業などで雇用されている障がいのあるかたは増加傾向にある中、より多くのかたが就 労などを通じて社会参加できるよう、障がいのあるかたの雇用環境づくりの強化・充実が求められ ています。

現状と課題

- 障がいのあるかたが、日常生活や社会生活などを送るうえで様々な活動に参加することを促進する ため、障がいのあるかたへの情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を推進する必要があり
- 人口減少・少子高齢化の進展・地域や家庭等における人と人とのつながりの弱まり、社会的孤立や 貧困などが大きな社会問題となっており、地域住民同士の支え合う意識の向上や複雑多様化する地 域課題へ対応する環境づくりが重要となっています。

主な取組

①地域包括ケアシステムの更なる充実

高齢者が身近な場所で気軽に生きがいづくりや介護予 防に取り組めるよう、つどいの場づくりや地域における 支え合い活動への支援を行うなど、生きがいづくり・社 会参加を促進します。

高齢者が主体的に介護予防活動に取り組めるよう、ロ コモ予防体操等の指導者やリハビリテーション専門職を つどいの場へ派遣するほか、自立支援・重度化防止に資 するケアマネジャーの研修の実施など、介護予防・重度 化防止を推進します。

《地域における支援体制の充実》

市民が在宅での療養が必要となったときに必要なサー ビスを適切に選択できるよう、在宅医療及び介護サービ スの内容や利用方法についての周知やACPの普及・啓発な ど、在宅医療・介護連携を推進します。

地域の関係者や医療機関、介護事業所等と連携し、相 談支援の強化を図るなど、地域包括支援センターの機能 強化に取り組みます。

地域包括支援センター、地域関係者等との連携による 見守り活動の推進や市民への見守り活動の協力の呼びか けなど、地域ぐるみの見守り・支え合いを推進します。

高齢者の身体状況に応じた住宅改修(介護保険)やシ ルバーハウジングの確保のほか、入居支援を行うなど、 高齢者に適した住まいの充実に取り組みます。

災害時における支援体制、消費者被害防止対策、終活 支援など、高齢者の安全・安心な暮らしの確保に向けた 支援に取り組みます。

《認知症施策の推進》

チームオレンジの活動を広げていくなど、認知症への 理解・支援体制を推進するとともに、認知症に関する相 談業務やつどいの場等での脳の健康チェックの実施のほ か、認知症支援の流れをまとめた「認知症ケアパス」の 周知・啓発など、認知症の予防・早期対応を推進しま す。

《権利擁護の推進》

認知症や障がいなどにより、判断能力が不十分なかた が成年後見制度等を活用できるよう支援するほか、市民 後見人の育成・活躍を支援するなど、成年後見制度の利 用促進に取り組みます。

医療・福祉関係者、警察等の関係団体と連携し、高齢 者・障がいのあるかたへの虐待の早期発見や高齢者・障 がいのあるかた・養護者への適切な支援を行うなど、虐 待防止対策の強化に取り組みます。

《介護サービスの充実》

介護を必要とする高齢者が住み慣れた地域で介護サー ビスを安心して利用できるよう、介護サービス基盤の整 備を計画的に進めるなど、サービス提供体制の確保を図 ります。

≪障がいへの理解啓発の促進≫

障がい者週間における啓発イベント等の開催や多様な 媒体を活用した広報のほか、幼少期から障がいや障がい のあるかたへの正しい理解を深めるための機会の充実を 図ります。

障がいを理由とする差別の禁止や合理的配慮の提供に ついて理解啓発を行い、障がいのあるかたへの差別の解 消に向けた取組を促進します。

《包括的な支援体制の整備》

地域の相談支援を担う人材の育成や、個別事例におけ る専門的な指導や助言などを行うことにより、地域の関 係機関と協働し、身近な地域できめ細かな相談対応がで きる体制の強化を図ります。

親亡きあとを見据えた地域での生活を支援するため、 サービス提供事業者などと連携しながら、地域における 生活支援を包括的に支援する体制の充実を図ります。

《自立した生活の支援》

障がいのあるかたが、住み慣れた地域で安心して暮ら すことができるよう、障がいのあるかたの意見を尊重し た障害福祉サービス等を提供し、一人ひとりの障がい特 性に応じた支援の充実を図ります。

障がいの早期発見・早期療育を行うとともに、医療的 ケア児や発達障がいなどの障がいのある子どもの自立し た生活を送れる環境づくりを進めます。

障がいのあるかたが、就労先・働き方について、本人 の希望、適正等に合ったより良い選択を支援すること等 により、一般就労へ円滑な移行、定着を促進します。

国や県などの関係機関との連携のもと、市内企業に向 け、障がい者雇用への意識啓発や支援などを行い、障が い者雇用の促進を図ります。

《社会参加の促進》

②多様なニーズや特性に応じた障がいのあるかたへの支援

障がいのあるかたとないかたとがふれあい、理解し合 えるよう、手話言語の普及や多様な意思疎通手段の利用 を促進します。

障がいのあるかたの社会参加に向けて、多様な情報を 取得・利用できるよう、情報通信における情報アクセシ ビリティの向上、情報提供の充実等を推進します。

③地域共生社会の構築

《地域福祉の担い手の育成・確保》

市民や団体等が地域福祉活動に取り組むことができる よう、意識啓発を行うとともに、情報発信や福祉教育を 推進します。

民生委員・児童委員やボランティア団体などの活動に ついて、より深く理解し関心を持ってもらうための情報 発信等を通じて、地域福祉を担う人材の育成・確保を図 ります。

《地域住民同士が支え合う環境づくり》

複雑・多様化する地域における生活課題に対応するた め、福祉サービスの充実に努めるとともに、地域の町 (内) 会や(福) 青森市社会福祉協議会、地区社会福祉 協議会をはじめ、障がい者福祉や高齢者福祉などの様々 な分野の関係機関による多機関協働のもと、重層的な相 談支援体制の構築を目指します。

地域福祉推進の中心的な役割を担う(福)青森市社会 福祉協議会や民生委員・児童委員、保護司をはじめ、 様々な地域活動団体との連携を図りながら、地域福祉の 推進に取り組みます。

《多世代交流の推進》

誰もが住み慣れた地域で、その人らしく、安心して暮 らし続けることができるよう、世代を超えた様々な人が 交流する場づくりを推進します。

 基本政策名
 2 人をまもり・そだてる
 政策名
 5 誰もが互いに尊重し、支え合う社会の推進

 基本方向
 現状と課題

灰色箇所:基本構想の各施策の方向性を記載 白い箇所:分科会でご意見をいただく部分

<u>基本刀門</u>			54.00	C	
女性活躍の機運を醸成するととし、 男を養に、男を養養でできたとし、 男女ともに、 男が成をできたとり、 男が成をであるとといりでである。 ともでのでである。 ともでのであるのででは、 とのででは、 とのででは、 とのででは、 とのでは、 とのでは、 とのでは、 とのでは、 とのでは、 とのでは、 とのでは、 とのでは、 とのでは、 とのでは、 とのでは、 とのでは、 とのででは、 とのでで、 とので、 との	二者択一を迫られ 担意識などの構造 ●技能実習生や留学 地域社会でも異文 います。 ●昨今の世界情勢を 成に引き続き取り ●戦争を知る世代が	、更年期、家族の介護など、様々なライフイベントに当たり、ているのは多くが女性となっており、その背景にある性別によ的な課題を解消する必要があります。 生等の外国人住民が約1,300人居住しており、まちで外国人を見化に接する機会が増えていることから、多文化共生の環境づく 踏まえ、平和の尊さを、市民、特に若い世代に伝えることによ組む必要があります。 減少する中で、青森空襲があったという事実を風化させないたていくことが重要となっています。	る固定的な役割分 とかけることや、 りが重要となって り、平和意識の醸		
<u>・</u> 主な取組					
①女性活躍の推進・男女共同参画社会の形成		②多文化共生社会の形成		③平和意識の継承	
(男女共同参画の推進) 女性の採用・登用などの積極的な取りを当かりについて、関係機関との連れ種団体に働きかけを行い、女性活躍のす。 ワーク・ライフ・バランスの実現にく事でした。 ワーク・の側面立を支援し、多生きと働けて、方とに多様とと働けて、関係ときます。 男女共同を強力を支援が生きをとします。 男女共同をからででは、多様などのではでは、多様ででは、では、のでは、では、では、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは	組(ポジティ産業のもと、企業のもと、企業のもと、企業のもと、を図りませた。を図りませた。 (ポジティ企業のもと、を図りませた。) (ポジティ企業のもと、をできませた。) (ポジティ企業のできませた。) (ポジティ企業のできませた。) (北京のもと、を図りませた。) (本のの参しでは、大きなでは、大きにののでは、大きにののでは、大きにののでは、大きにののでは、大きにののでは、大きにののでは、大きには、大きには、大きには、大きには、大きには、大きには、大きには、大きに	《外国人住民が安心して暮らせる環境づくり》 市民に対する国際交流・国際理解の意識の酸成、交流機会の創出を図り、各種分野における国際化・グローバル化に対応した地域づくりを推進します。 外国人住民が地域で安心して暮らせる環境づくりに向け、県や関係団体と連携し、コミュニケーション支援や生活支援、交流活動などを通じて地域社会への参画を推進します。	められた平和への の大切さを継承し り組みます。 学校での平和に けた都市へ中学生 ことで、 す。 先の大戦の戦没		

基本政策名 2 人をまもり・そだてる

政策名

6 安全・安心な市民生活・地域社会の確保

現状と課題

基本方向

幼児から高齢者までの各世代に応じた交通安全意識の 啓発とともに、効果的な犯罪の未然防止を図るほか、消 費者の安全・安心の確保を図ります。

また、行政のみならず、多様な主体の連携・協働により、複雑化・多様化する地域課題の解決を図り、地域の個性を活かしたまちづくりのための環境づくりを進めるとともに、地域の防災力強化に向け、市民の防災意識の向上や、防災組織の育成・強化を推進します。

さらに、生活困窮者の自立を促進するため、関係機関 と連携し、生活支援や就労支援等を行います。

- ●近年、交通事故の発生件数自体は減少傾向となっているものの、高齢化の進展に伴い、 高齢者が被害者または加害者となる事故が顕著となっており、高齢者の交通安全意識の 醸成を始め、継続した交通安全対策が重要となっています。
- 刑法犯認知件数は増加傾向にある中、地域の安全・安心を守る地域防犯活動団体の担い 手の減少・高齢化が進んでおり、自主防犯意識の醸成や防犯に配慮した生活環境の整備 などが重要となっています。
- 高齢化・単身世帯化等の社会経済環境の変化や近年のデジタル化の進展に伴う悪質商法の手口の巧妙化のほか、成年年齢引下げ後の18歳、19歳の若い世代を狙った詐欺等、消費者トラブルによる被害が多様化・複雑化しており、新たな被害の未然防止・拡大防止を図ることが重要となっています。
- ●人口減少や少子高齢化の進展、ライフスタイルや価値観の多様化などを背景に、地域コミュニティの活力が低下しており、地域の活性化のための課題解決に向けた若い世代をはじめとした担い手の育成が重要となっています。
- ●地域課題も多様化・複雑化していることから、その解決は、地域だけ、行政だけでは対応が困難となっています。

●近年、全国各地で発生している大規模地震や局地的な集中豪雨とそれに伴う土砂災害、豪雪による被害など、全国各地で甚大な被害が発生しており、災害に対する備えと安全・安心に対する意識を常に高めておくことや、地域における防災力の強化が不可欠です。

灰色箇所:基本構想の各施策の方向性を記載

白い箇所:分科会でご意見をいただく部分

- ●人口減少や高齢化の進展等に伴い、地域における除雪の担い手の減少や、自力で雪処理を 行うことが困難な世帯の増加が見込まれており、市民などの自主的・主体的な雪処理に対 する支援が重要となっています。
- 全国的に熱中症による死亡者数の増加傾向が続いており、今後、地球温暖化が進めば、極端な高温の発生リスクも増加すると見込まれることから、より積極的な熱中症対策を進める必要があります。
- ●本市の生活保護世帯数は、6,646世帯と高止まり状態にあり、令和4年度の市の保護率は29.82‰となっており、国の保護率16.2‰・県の保護率23.03‰と比較して高い割合となっています。

主な取組

①防犯・交通安全対策の充実

《交通安全意識の啓発と交通安全施設等の充実》

地域・学校・関係団体などと連携を図り、効果的な機会を捉えながら、幼児から高齢者までの各世代に応じた 啓発活動を展開し、交通安全意識の普及啓発を図ります。

関係機関・団体と連携し、街頭活動等により、こども と高齢者を始めとする歩行者の安全を確保するため、安 全運転意識の向上を図ります。

高齢者が被害者または加害者となる交通事故の減少に向け、高齢者自身が安全な交通行動を実践するための交通安全教育等を推進するとともに、反射材用品等の視認効果や使用方法等の周知と自発的な着用を図るほか、「運転免許自主返納制度」の周知を図ります。

自転車利用者のヘルメット着用など、安全確保のための啓発を推進するほか、自転車利用者による交通事故を防止するため、「自転車は、車道が原則、歩道は例外」などの自転車安全利用五則に基づき、自転車利用者の交通ルールの遵守、マナー向上を図ります。

市民や事業者、行政などが連携し、市民が主体となる交通安全運動を推進します。

関係機関・団体などと連携し、信号機やロードミラーをはじめとする交通安全施設などの必要性に応じた整備の促進を図ります。

《効果的な犯罪の未然防止》

地域内での効果的な防犯対策などの情報を共有し、防犯意識の高揚を図ります。

自主的な防犯活動を行う地域団体や町(内)会に防犯に 関する情報提供や相談などを行うことにより活動を促進 します。

防犯灯の設置・管理などにより、地域の防犯対策を支援するとともに、地域や事業者、行政が連携した防犯体制を構築します。

広報活動や防犯カメラの設置等の地域安全活動を行っている地域防犯活動団体を支援します。

②安全・安心な消費生活の確保

《消費者の安全・安心の確保》

市民向けの講座などによる知識の普及を通じ、消費 者が自らトラブルを回避できるよう、啓発活動を進め ます。

消費生活に関するトラブルの事例や対策、注意を要する点など、きめ細かい情報を広報紙や市ホームページなどの各種広報媒体で周知するなど、適時適切な情報提供を進めます。

青森市民消費生活センターにおいて、トラブルの解 決に向けた的確な助言を相談者に行うほか、必要に応 じて、事業者とのあっせんや他の機関を紹介するな ど、消費生活相談を実施します。

多様化・複雑化する消費者問題に対応し、消費者の 安全・安心の確保に向けて、関係機関と連携しなが ら、地域における見守り活動を促進します。

③地域で支え合う環境づくりの推進

《地域の個性を活かしたまちづくりのための環境づくり》

地域に暮らす住民の安全・安心や暮らしやすさの維持・向上を図るため、若い世代をはじめとした地域活動の担い手の育成と参加を促進します。

町(内)会をはじめとする地域活動団体の法人化や、後継者育成に向けた取組への助言・情報提供など、地域において活動する団体や組織の育成を促進します。

地域の祭りや行事など、世代やライフスタイルの違いを超え、地域住民が集い、共に活動できる環境づくりに対する支援を通じ、地域への誇りや愛着を醸成し、地域コミュニティによるつながりを強める活動を促進します。

地域の特性やニーズに応じ、地域が所有・管理する市 民館の整備やコミュニティ活動に対する支援などを通 じ、地域の実情に応じた、地域コミュニティ活動の活性 化を促進します。

市民、町(内)会、各種団体などと行政が連携・協働するとともに、行政をはじめ、市民やボランティア、NPO、民間企業、大学など、地域における多様な主体が共にまちづくりに取り組む環境づくりを進めます。

《地域の防災力強化》

自主防災組織や町会・町内会をはじめ、各種団体等幅 広い年齢層を対象とした防災関連の講習会や訓練等へ支 援を行うことにより、「自分の命は自分で守る」という 市民一人一人の防災意識を啓発します。

地域住民が互いに連携・協力し合いながら防災活動に 取り組む自主防災組織の結成・活動・人材育成を支援 し、「自分たちの地域は自分たちで守る」という連帯感 と防災意識の向上を図ります。

災害時において、迅速かつ適切な避難行動や避難所運営等が自主的に行えるよう、市や防災関係機関及び市民が相互に連携した防災訓練等を実施することにより、防災体制の強化を図ります。

住民協力による、安全で快適な歩行者空間を確保する ため、町会等に小型除雪機の貸与を実施します。

冬期間の登下校時における児童の安全を確保するため、各小学校においてPTA・学校関係者・地域住民等で結成された除雪協力会(ボランティア)に通学路の除雪を行うための除雪機を貸与します。

各種イベントや行事開催の機会を活用して、消防団の 普及啓発及び入団促進活動を積極的に行い、消防団員の 確保及び充実強化を図ります。

地域における災害対応力の向上のため、地域住民と消防団員との連携した防災訓練等を積極的に行い、地域の防災力強化を図ります。

熱中症による人の健康に係る被害を防止するため、指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)の設置など、熱中症対策に取り組みます。

④生活困窮者の自立支援

≪生活困窮者の自立支援≫

生活に困窮しているかたに対する相談体制の充実を図ることで、各種制度の利用に関する助言や情報提供などを行い、安定した生活ができるよう支援します。

関係機関と連携し、生活保護に至る前の生活困窮者に 対する就労支援や生活支援などを行い、自立支援策の強 化を図ります。

関係機関と連携し、人や組織との関わりが希薄なかた への社会参加の促進などの支援を行い、日常生活や社会 生活における自立の促進を図ります。

《生活保護の適正実施》

生活保護の受給要件の的確な把握等により、生活保護制度の適正な運用に努めます。

生活保護受給者の就労による自立を支援するため、青森公共職業安定所などの関係機関との連携を図るととも に、就労支援相談員によるきめ細かな支援を行います。